

管理運営規程（定時制課程）

令和5年4月1日
校長決定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立工芸学校(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

(※経営企画課長は、校長の命を受け、経営企画室の事務をつかさどり、経営企画室の所属職員を指揮監督する。)

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。(ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。)

1 各部

教務部、生活指導部、進路指導部、保健給食部及び庶務部を置く。

教務部は、教育課程の編成及び実施、教科書・教材の取り扱い、時間割・年間行事計画の作成、入学選抜にかかわる事務、補欠募集等教務に関することを行う。

生活指導部は、生活指導計画の立案及び実施、生活指導に関する資料の整備等生活指導に関することを行う。

進路指導部は、進路指導・キャリア教育・進路行事等の計画立案及び実施、進路情報の収集・調整・伝達等進路指導に関することを行う。

保健給食部は、保健計画の立案及び実施、生徒の健康管理等保健に関することを行う。また、学校給食の企画・運営・給食に係わる生徒指導等給食に関することを行う。

庶務部は、生徒募集、校内研修、校外学習、授業公開、ボランティア等の計画・立案実施、及び生徒の在籍管理、学校要覧の編集など庶務に関することを行う。

2 学 年

第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年を置く。

3 学 科

アートクラフト科、マシンクラフト科、インテリア科及びグラフィックアーツ科を置く。

4 教 科

(1) 国語科、地理歴史科、公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語科及び工業科を置く。

(2) 国語科、地理歴史公民科、外国語科及び工業科に教科主任を置く。

5 企画調整会議

企画調整会議については、本規定第11に定める。

6 職員会議

職員会議については、本規定第12に定める。

7 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

8 委員会

(1) 目的

各種委員会は、校長の補助機関として校長の学校運営に基づき、学校の委員会業務にかかわる企画立案及び連絡調整、その他校長が必要と認める事項の検討を行う。そして、委員会終了後、記録係は委員会会議録を校長に提出し、必要に応じて企画調整会議及び職員会議にて協議内容を報告する。

(2) 委員会の構成

委員会の設置及び各種委員会の構成員は校長が定める。設置委員会を以下に定める。各委員会の司会者及び記録係は校長が指名する。校長が必要と認めるときは、委員会を設置することや委員会の構成人数の変更、委員会の統廃合等を行うことができる。

(3) 開催・招集

各種委員会の招集は、校長の指示に基づき、司会者が招集する。委員会の開催は、必要に応じ適宜開催し、その運営を管理する。

(4) 各種委員会

入学者選考委員会、教科書選定委員会、施設開放委員会、施設委員会、防災・安全委員会、学校保健委員会、体育的行事委員会、ホームページ管理運営委員会、情報ネットワーク委員会、工芸基金委員会、安全衛生委員会、将来構想委員会、学力向上推進委員会、省エネ委員会、学校いじめ対策委員会、サポートチームを置く。その他、校長が必要と認めるときには、委員会を設置することができる。

(5) 各委員会の構成及び所掌事務

- 入学者選考委員会は、入学者選抜実施要綱に基づき、第一次募集から第四次募集までの入学選抜にかかわる選考を行う。構成員は、校長、副校長、経営企画室長、教務部2名、庶務部1名、工業4科主任、当該学年主任、採点委員をもって構成する。
- 教科書選定委員会は、当該年度の使用教科書選定委員会設置要項に基づき、使用教科書選定作業を行い、準教科書・副教材の申請及び需要数のとりまとめ等を行う。構成員は、校長、副校長、経営企画室長、教務部2名、各教科代表1名をもって構成する。
- 施設開放委員会は、全日制・定時制・経営企画室と施設開放に関する連絡調整を行う。都立学校開放事業運営委員会を兼ねる。構成員は、校長、副校長、経営企画室長、教務部、生活指導部、体育科各1名をもって構成する。
- 施設委員会は、学校施設の状況を把握し、必要があるときは改善策などの措置を講じる。構成員は、副校長、教務部、生活指導部、保健給食部、体育科、工業科2名から構成する。
- 防災・安全委員会は、防災体制の整備、生徒・教職員の防災意識の高揚及び消防署、警察署など関係機関との連絡調整を行う。また、防災訓練、セーフティー教室等の企画運営を行う。構成員は、校長、副校長、経営企画室長、企画管理係、生活指導部3名、及び保健給食部、庶務部、進路指導部、教務部、養護教諭各1名をもって構成する。
- 学校保健委員会は、生徒の心身の健康問題、食育の乱れ等を克服するために家庭・関係団体との共同体性を確立して効果的な取り組みを目指す。構成員は、校長、副校長、主幹教諭、保健給食部主任、養護教諭をもって構成する。
- 体育的行事委員会は、体育祭、球技大会等の体育的行事の企画立案・運営を行う。構成員は、教務部、生活指導部、進路指導部、体育科、普通科2名、工業科2名をもって構成する。

- ・ホームページ管理運営委員会は、コンピュータ、ホームページ、視聴覚機材の維持管理を行う。構成員は、副校長、教務部1名、庶務部1名、普通科1名、工業科4名をもって構成する。
- ・情報ネットワーク委員会は、校内LANなど校内のコンピュータネットワークについて企画立案、運営、を行う。構成員は、校長又は副校長、教員6名、経営企画室2名とする。
- ・工芸基金委員会は、工芸基金に関する諸問題の検討・調整を行う。構成員は、副校長、普通科及び工業科各1名、幹事1名をもって構成する。
- ・安全衛生委員会は、教職員の安全衛生問題に関する意識高揚及び意見収集を行う。校長、副校長、経営企画室長、職員団体2名をもって構成する。
- ・将来構想委員会は、今後の工芸高校定時制の将来構想及び実施計画を策定し、その実現に取り組む。構成員は、副校長、普通科3名、工業各科1名をもって構成する。
- ・学力向上推進委員会は、生徒の学力向上を推進するために、学力向上推進プランの作成、全体計画の作成、学力調査の実施と分析を行う。構成員は、副校長、教務部主任、教務部2名、生活指導部、進路指導部、国語科、数学科、英語科、一学年各1名をもって構成する。
- ・省エネ委員会は、学校において省エネを促進し、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出を削減すること、教職員間で省エネ及び二酸化炭素排出削減に関する理解と問題意識を高めることを目的として活動を行う。構成員は校長、副校長、経営企画室長、各分掌主任とする。
- ・学校いじめ対策委員会は、生徒の学校生活における「いじめ対策」について必要な事項を検討する。構成員は校長、副校長、生活指導主任及び生活指導部1名、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- ・サポートチームは、支援を要する生徒の学校生活・進路活動をサポートするため、担任と協力して、各科、スクールカウンセラー、ユースソーシャルワーカー、校外諸機関窓口等との連絡、調整を行う。構成員は副校長、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、ユースソーシャルワーカー、校長が必要と認める教職員をもって構成する。

9 学校運営連絡協議会

運営については、「学校運営連絡協議会設置要項」に基づき、適正に行う。

10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

12 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、企画管理担当係長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、庶務主任、保健給食主任、一学年主任、二学年主任、三学年主任、四学年主任、アートクラフト科主任、マシンクラフト科主任、インテリア科主任、グラフィックアーツ科主任とする。

ただし校長は、会議の必要性に応じ委員会の委員長も出席させることができる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意思を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。

(そのほかに、教科指導上の必要に応じ非常勤教員、実習助手を加えて記載する。)

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時(年1回)、定期考査前(年3回)、成績評定前(年3回)、OJT関係実施時期に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

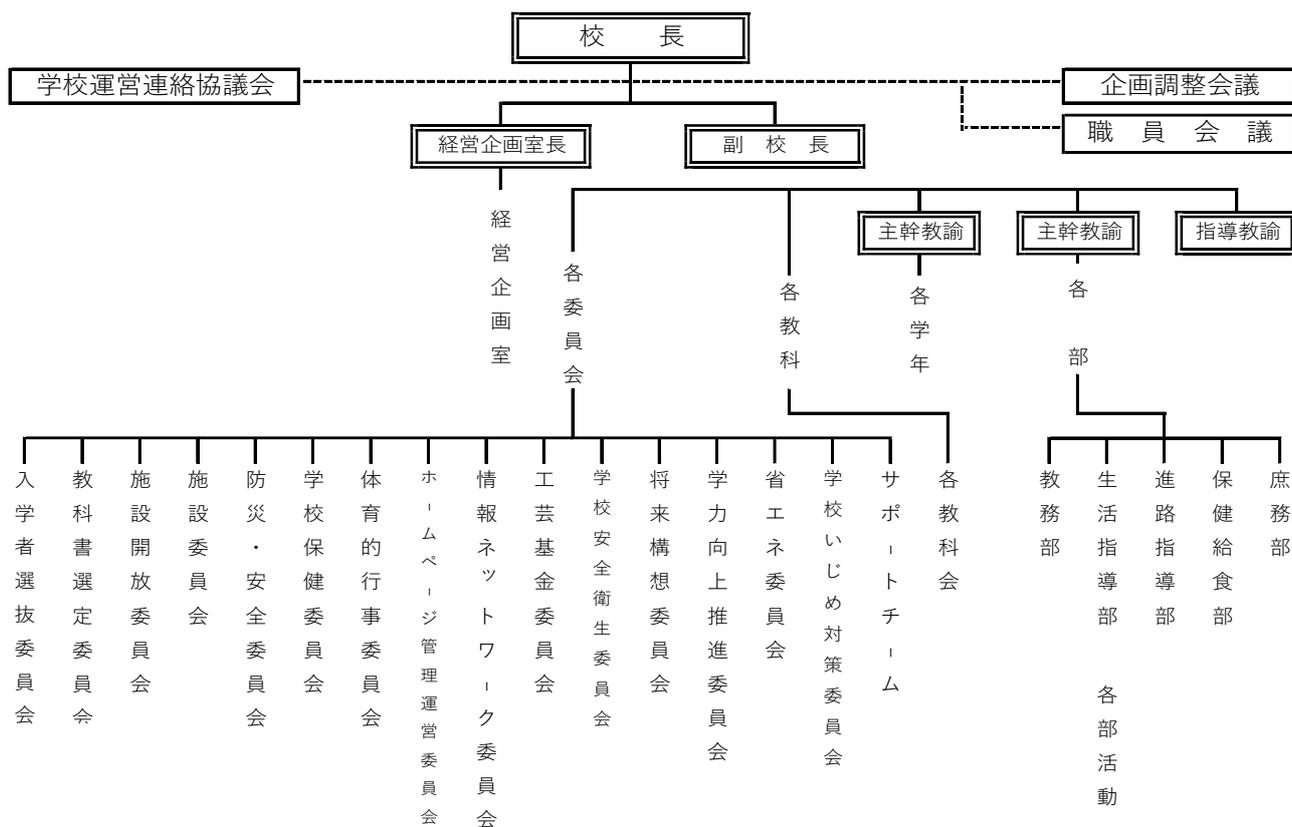
5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

- 附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成18年4月3日から施行する。
- 附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、令和5年4月1日から施行する。